

IPSS Discussion Paper Series

(No.2005-08)

「児童手当による子供の効用への影響」

阿部彩(国立社会保障・人口問題研究所)

2006年3月



〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3
日比谷国際ビル 6F

本ディスカッション・ペーパー・シリーズ
の各論文の内容は全て執筆者の個人的見解
であり、国立社会保障・人口問題研究所の
見解を示すものではありません。

1. はじめに

近年、少子化が社会問題となる中で、子育てにかかる経済的負担が少子化の一因として取り上げられることが多くなってきた。子育てに要する費用(コスト)は、一般的に直接的費用と間接的費用の二つがあると言われている (Oldfield & Yu 1993)。直接的費用とは、子供の食費、衣服費、学費など子育て期間中に子供のために実際に支出する費用である。間接的費用とは、母親が子育てに専念し、就職をしないことなどによる機会費用を指す。こども未来財団の推計によると、直接費用だけをもってしても、子育て費用は夫の 26 歳から 56 歳の可処分所得合計の約 30%にもなるⁱ (こども未来財団 2000)。

一方、子育て世帯に対しては様々な公的支援制度が設けられている。代表的なものとしては、現金給付では児童手当、現物給付では保育サービスが挙げられる。特に児童手当は子育て世帯の経済的負担を軽減する直接的な給付であり、少子化対策の目玉としてその拡充が繰り返し行われた。平成 12 年から平成 16 年にかけて、その対象児童年齢が 3 歳以下から 9 歳以下に引き上げられ、平成 13 年度には所得制限も引き上げられている。これら拡充により、児童手当は有子世帯をより普遍的に対象とする制度となった。

児童手当の目的は、「児童を養育しているものに児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する (児童手当法第一条)」である。つまり、児童手当の目的には、その世帯の「生活の安定」と、その世帯に属する児童の「健全な育成および資質の向上」の二つがあり、その根底には、現金給付がこれら二つの目的に寄与するという前提が存在する。しかし、一つ目の目的はともかく、二つ目の目的については、その関係は必ずしも直線的ではない。食料、医療、教育など用途が限定されている給付 (現物給付またはバウチャー制度など) と違い、児童手当は目的別給付でないため、いったん世帯に給付されたあとには、それがどのような用途に使われるのかが不透明であるからである。特に、日本の児童手当のように家計の中で比較的少額な給付の場合は、手当が家計の一般支出に混合され、必ずしも子供のために使われるとは限らない可能性がある。給付は、確かに世帯全体の所得を増加させ、「生活の安定」をもたらすかもしれないが、世帯全体の所得の増加および生活の安定そのものが、その世帯に属する子供の「健全な育成および資質の向上」をもたらすとも必ずしもいえない。パネル・データが豊富なアメリカにおける研究では、子供の栄養状態、健康、成績、学歴、就職、大人になってからの公的扶助への依存など様々な指標に対する効果を総合すると、世帯に対する現金給付よりも、子供に直接届く現物給付 (食料扶助、医療扶助、教育扶助など) の方が効果があるという報告もあり (Moffitt 1998)、日本の場合においても児童手当などをさらに拡充する前に、これら現金給付による「児童の健全な育成および資質の向上」に対する効果をより精査する必要がある。そのためには、現在支

給されている児童手当が受給世帯にどのように受け止められ、どのような使途に用いられ、さらには子供にどう影響しているのかを分析するステップが不可欠である。

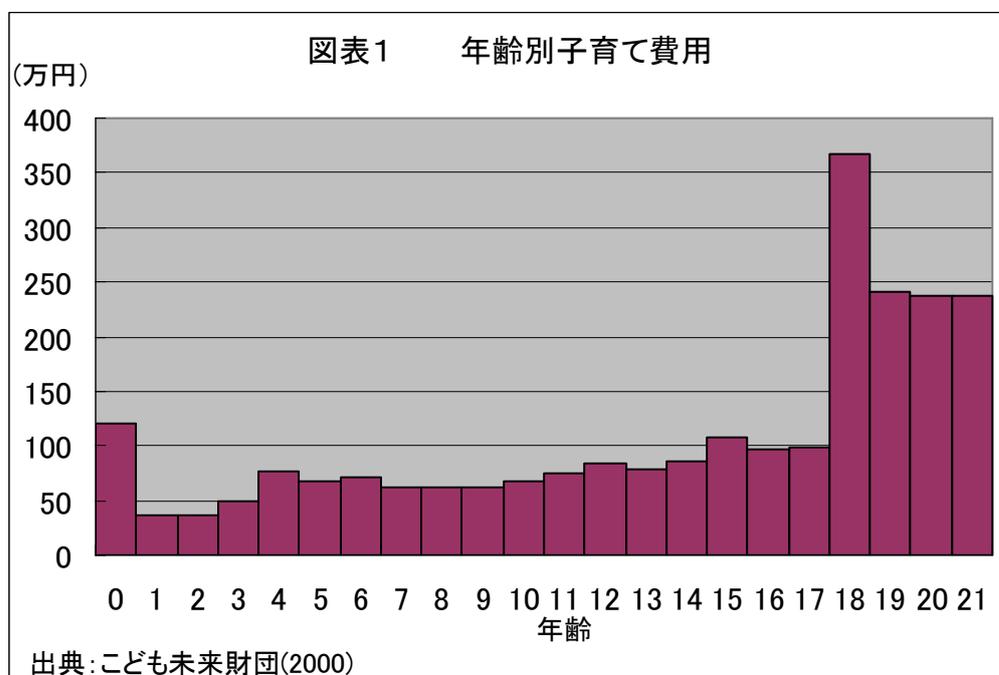
これらの問題意識を踏まえ、本稿は児童手当がどのように子供の効用に影響しているのかを独自のデータを用いて分析するものである。分析においては、子供の効用に影響する直接的および間接的ルートを検討し、実際に子供のために支出された金額や世帯の生活意識が児童手当受給によって影響されているかどうかを検討する。なお、児童手当法には明記されていないが、近年の児童手当の拡充の背後には子供数の減少を危惧し、児童手当にその歯止めを期待する風潮がある。しかし、本稿では、データの制約ⁱⁱから、児童手当が受給世帯の子供数に与える影響については、分析を行っていない。

2. 子育て費用の先行研究

まず、子育て費用一般に関する先行研究を紹介する。児童手当の有益性を議論するためには、子育て費用の傾向をあらかじめ知識に入れておくことが不可欠であるからである。子育て費用の推計には、主に、子供にかかわる支出項目を費目ごとに積み上げて計上する方式と、大規模な家計調査などから推計する方式が挙げられる。前者の代表的なものとして、こども未来財団(2000)が挙げられる。これによると、子育てコストは0歳児においてやや高く、その後高校卒までは徐々に増加し、大学入学時に急増する(図表1)。「最も多い就学パターン」においては、22歳までの子育て総コストは2,421万円であり、その内訳は、食費・被服費などの生活費用が615万円、学校教育費・給食費などの必需品費用が908万円、塾・スポーツなどの選択的費用が897万円となっている。子育てコストが大学入学時に急増することからもわかるように、この推計においては教育費が子育てコストの大きな割合を占めている。また、こども未来財団(2002)は、末子に小学校就学前の子を持つ世帯を対象に、0歳から6歳までの乳幼児期の子供にかかる費用を費目別に調査しており、子育てコストと所得の関係などを分析している。これによると、乳幼児の子育て費用は概ね年間50万円程度であるが、その額は所得の上昇とともに若干増加する。しかし、所得に対する負担率をみると、年間所得が400万円以上の世帯においては乳幼児の子育て費用は7~12%の範囲におさまっているのに対し、400万円未満の世帯では15~20%と高い負担率となっている。

大規模な家計調査を用いた子育てコストの推計としては、エンゲルの食費シェア関数を用いた武藤(1992)、永瀬(2001)など、成人財が家計に占める割合を用いて子どもの等価尺度を計算した駿河・西本(2001)などが挙げられる。これら推計は、家計に占める食費(または成人財)の割合はその世帯の生活水準に反比例するという事実を用いて、そのシェアを各世帯の厚生ⁱⁱⁱの代替的指標とし、子供1人が増加した時、子供が増える前の状態と同じ厚生を保つために必要な費用を推計したものである。永瀬(2001)の推計によると、子供1人あたりの費用は、子供がない世帯に比べ、6歳以下で13%増、7~13歳以下で30%増、14~22歳で27%増であり、子育て費用は子供の年齢に対して山型の構造をしている

る。これは、こども未来財団(2000)とは異なる結果であるが、この違いは、こども未来財団の推計は大学の入学金など教育費に大きく左右されているのに対し、永瀬(2001)の推計は一般家計の中で占める子供の生活費に着目していることに起因していると考えられる。



3. 仮説

一般的に、親の所得がどのようにして子供の発育に影響するかについては、二つの仮説がある (Mayer 1997)。一つは、「投資論 (investment theory)」と言われ、親が教育や時間などの資本を子供という人的資源に投資することにより、子供の将来の成績、就職、収入などに貢献するというものである。「投資」の内容としては、子供の教育費など子供にかかる直接の支出もあれば、よい住宅や犯罪の少ない地域での居住など、世帯全体の生活水準にかかわる支出もある。もう一つは、「「良い親」論(Good-Parent Theory)ⁱⁱⁱ」と言われ、所得が上がることにより親の生活に余裕が生じ、親のストレスが減少したり子供と過ごす時間が増え、子供により影響を与えるというものである。そこで、これら二つの仮説を統合し、子供の効用関数を以下に定義する。

$$U_c = U\{I_c, H_i, P_h\}$$

U_c =子供の効用

I_c =子供への投資 (支出)

H_i =世帯全体の生活水準

P_h =親の生活感

これを児童手当にあてはめて考えると、児童手当が子供の効用を高めるとすれば、それは三つの経路によると考えられる。一つは、児童手当が実際に子供にかかわる支出に用いられることである。子供の教育費、食費、衣類などへの支出が、これにあたる。もちろん、子供への支出がすべて、子供の効用を高めるものかどうかについては疑問の余地もあろう（例えば、おもちゃやお菓子など）。しかし、ここでは、子供に必要なものについて最も正しい選択をするのはその子の親であるという前提のもとに、子供への支出と効用は比例するものとする。また、子供の養育は長期的に行われるものであるため、子供への支出は必ずしも児童手当が支給された時点で発生するとは限らず、将来の支出のために貯蓄される可能性があることも考慮しなければならない。児童手当によって子供の効用が高まる第二の経路は、子供が属する世帯全体の支出が上昇し、子供が生活する環境が向上することである。例えば、住居の改善、家族旅行などは、直接子供にかかわる支出ではないが、子供の効用を上げると考えられる。第三の経路は、受給世帯の所得があがることにより、生活にゆとりが出て、親の生活感が改善することである。

ここで留意しなければならないのは、これらの議論は子供のある世帯への所得移転すべてにあてはまるという点である。つまり、児童手当を有子世帯への所得補助と捉えれば、5,000 円の児童手当が支給されることと、親が勤労から得る所得が 5,000 円上がることは変わらない。しかし、子供へのお祝いや児童手当など子供がいることによって得られる金銭については、他の所得と分けて、子供のための支出に特定するという親もいると考えられ、その場合は、児童手当の効果と勤労などから得る所得の効果は異なる可能性がある。イギリスの児童手当の実証研究によると、同額の所得移転であっても、所得税の所得控除として給付されていた場合と、児童手当として母親に給付された場合を比べると、女性と子どもへの支出が後者の場合の方が多いという結果が出ている（Lundberg et al. 1997）。室住（2005）は、この研究を、世帯内の所得の源泉や管理者に関係なく、総世帯所得だけが家族の消費に影響を与えるという所得プーリング仮説に反する例として挙げている。日本においても、児童手当が、本来、子供のための支出に充当することを念頭に設計された制度であることを考慮すると、児童手当が子供の効用に与える効果は、他の所得が子供の効用に与える効果よりも高いことが望まれる。そこで、本稿では、児童手当の効果と他の源泉からの所得の効果とを別のものと仮定し、児童手当独自の効果を計測する。

前節にて紹介した子育てコストに関する研究の成果を踏まえ、児童手当がその対象児童の効用にどのような経路で影響しているのかの仮説を考察する。まず、一般的に、現行制度が対象とする乳幼児をかかえる世帯では、母親の就労率が低く、また、世帯主の年齢が低いと世帯所得が低い傾向にある。また児童手当には所得制限が設けられているため、児童手当は子育て世帯の中でも比較的到低所得層に支給されていると考えられる。上記の先行研究によると、子育て費用は世帯の所得の 10~30%を必要とし、特に低所得層においてそのシェアが非常に高い。つまり、児童手当は、このように経済的に脆弱で子育て費用が過大な負担となっており、子供に十分な費用をかけることのできない世帯に支給されて

いると考えられる。だとすれば、児童手当の使途もおのずと子供への現在の支出に充当されていると考えられる（経路1）。しかし、その一方で、乳幼児期は子育て費用が比較的にかからない時期であり、大学入学など教育費が嵩む高校・大学の年齢期のほうがむしろ子育て費用が大きく家計を圧迫している事実がある。もし、受給世帯において、負担率が高いとしても、現在（乳幼児期）の子育て費用のニーズがとりあえず満たされているのだとすれば、支給された児童手当は乳幼児の直接費用に充てられるのではなく、むしろ将来の支出を見込んだ貯蓄（経路1）や子供以外の支出（経路2または3）に充てられると考えられる。児童手当が、家計のほかの支出に充てられた場合は、世帯全体の生活水準が向上したり（経路2）、親の生活観が改善すること（経路3）によって、結果として子供の効用が高まると考えられる。もちろん、子供以外の支出に用いられた場合には、それが必ずしも経路2や3に結びつくとは限らないことも忘れてはならない（例えば、親のたばこ代のために支出された場合）。

しかし、これら議論の背景として、児童手当の支給額が、子育て費用のごく一部にしか過ぎないことは念頭に置いておくべきである。児童手当が支給される乳幼児期にかかる子育て費用は40～50万円（/年）と推計されており、現在の児童手当（第2子まで一人あたり月5,000円×12ヶ月＝60,000円）は、この費用の一部を補填しているに過ぎない。このような少額の給付では、どのような経路であれ、観測可能な影響を与えない可能性もある。

本章では、22歳以下の子供も持つ個人（主に主婦）を対象とした調査（国立社会保障・人口問題研究所2002年）の結果を用いて、児童手当が子供の効用に影響しているか否かの検討を行う。分析には、各世帯の自己申告による児童手当の使途の分析のほか、子供にかかわる支出（経路1）および生活意識（経路3）を被説明変数とした多変量解析を行う。世帯全体の生活水準や支出については、データの不備のため確認することはできない。

4. データ

本稿で用いるデータは、国立社会保障・人口問題研究所『児童手当と子育てにかかる経済的負担の調査』の個票である。調査は、平成14年に、大手流通業者に会員登録する22歳以下の子供を持つ個人（主に女性）5,500人を対象に行われた。調査項目は、児童手当の受給、その使途、児童手当に対する意見のほか、子供にかかわる費用9項目（学費、保育費・幼稚園費、塾、おけいこごと、子供の衣類、子供の医療費、おこづかい、おむつ、子供の食費）の支出額、世帯所得、世帯構造などである。世帯所得は、回答者本人と配偶者がある場合は配偶者（いる場合）の年間所得を100万円単位のカテゴリー変数として聞いている。子供にかかる支出額は月ベースで回答者の自由記述形式で聞いている。有効回答数は、1,608件である。調査の設計上、サンプルには専業主婦が多く含まれており、また12歳以下の子を持つ個人が多い。調査時点では、児童手当の対象は義務教育就学前（6歳到達後初めての年度末までの）児童であるが、児童手当を現在または過去に受給したことがある人は、81%であり、そのうち64%が調査時点においても受給している。世帯所得の

平均は 650.5 万円であり、厚生労働省『平成 12 年国民生活基礎調査』の 626.0 万円と比較すると若干高い。『国民生活基礎調査』には単身世帯および高齢者世帯も含むので、低所得層が本調査より多く把握されていると考えられる。

5. 児童手当の使途

まず、回答者の自己申告による児童手当の使途をみてみよう。調査対象者の中で現在または過去に児童手当の受給したことがある人に対し、受給した児童手当の使途を聞いたところ「特に目的を決めず、月々の家計に足して使う」(51%)としたものと、「子どものために使う」(49%)としたものはほぼ半数ずつとなっており、「子供以外の用途に使う」としたものは若干であった(図表 2)。つまり、約半分の児童手当受給世帯においては、児童手当が家計に混合されており、その使途はわからない。この二つの選択肢の割合は、所得階級を通じてほぼ一定であり、世帯所得に応じてこの割合が変化するという仮説は棄却される($\chi^2=5.5780$)。

図表 2 受給した児童手当の使途

	全サンプル	世帯所得(万円)			
		400>	400~600	600~800	800≤
特に用途は決めず、家計に足す	49%	56%	49%	46%	51%
子供のために使う	48%	39%	48%	52%	40%
子供以外の用途に使う	1%	1%	1%	1%	0%
その他	3%	4%	2%	1%	9%
ケース数	992	123	457	334	78

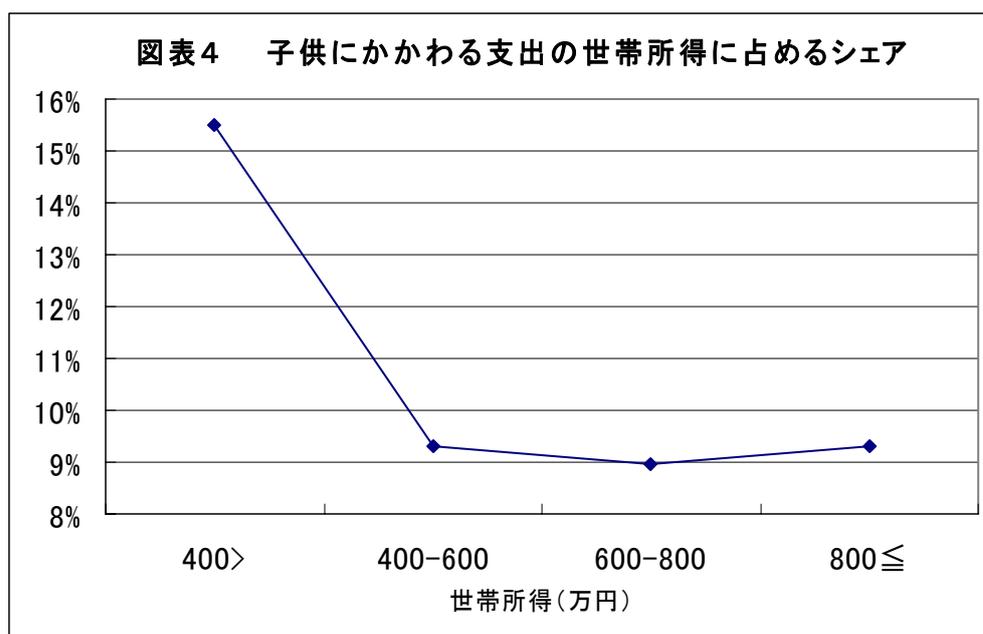
*図表 2、3は、所得が調査時点のものであるため、現在も児童手当を受給しており、所得情報がある世帯のみを集計対象としている。

次に、「子供のために使う」を選択した回答者に、さらにその内容を聞いたところ(複数回答可)、「子供のための貯蓄」と答えた人が 74%で最も多く、次が学費(21%)であった(図表 3)。児童手当を「子供のための」用途に特定して使用している世帯においてiv、その使途に「貯蓄」と「学費」が多いことは、児童手当を子供が 6 歳以下の時期に支給したとしても、それはその時点で子供のために支出されるのではなく、将来の子育て費用の上昇(主に教育費と考えられる)を見込んで貯蓄されていると考えられる。この傾向は、所得階級に関係なくみることができ、所得の低い層においても貯蓄が高い割合で支持されている。つまり、世帯所得が 400 万円未満の所得層の世帯においても、児童手当は、現時点での子育て費用に充当されているのではなく、貯蓄されている割合が高い。

図表3 「子供のために使う」とした人の具体的用途

	全サンプル	世帯所得(万円)			
		400>	400~600	600~800	800≤
貯蓄	74%	73%	73%	76%	71%
学費	21%	17%	16%	27%	26%
衣類	18%	21%	19%	16%	10%
食費	7%	6%	8%	8%	3%
ケース数	458	43	213	171	31

最後に、子供にかかわる支出9項目の合計値が世帯所得に占める割合を世帯所得階級別に示したものが図表4である。これによると、こども未来財団(2002)の結果と同じく、世帯所得が400万円以上の世帯においては子供にかかわる支出が占める割合が10~12%に収まっており、ほぼ一定であるのに対し、400万円未満の世帯では16%と比較的に高い比率となっている。調査時点である平成14年度の児童手当の所得制限は扶養家族3人の場合415万円(特例給付の場合は、574万円)であり、児童手当が、子供にかかわる支出が高くなる所得階級を対象にしているといえよう。



6. 子供にかかわる支出額と世帯の生活水準の規定要因

前節では、受給世帯の約半数において児童手当は主に子供への貯蓄と学費に充当されていることがわかった。しかし、残りの半数の受給世帯においては受け取った手当を、用途を決めずに家計に足しており、これら世帯においては児童手当が実際にどのような支出項目に使われたかは回答者自身もわかっていない。そこで、本節では、児童手当が子供の効用に影響する経路として考えられる子供に対する現在の支出(経路1)と親の生活感(経

路3) について、児童手当を受給している世帯としていない世帯を比較することによって検討する。なお、世帯全体の支出(経路2) および将来の子供への支出である貯蓄については、データが不備であるため検証することができない。

使用するサンプルは、調査時点に児童手当対象児童(6歳以下)を持つ世帯1,164世帯である。まず、第一に、被説明変数に、子供に要する9つの支出項目(学費、保育費・幼稚園費、子供の食費、おむつ、子供の衣類、医療費、塾、おけいこごと、おこづかい)の支出額(月ベース)を用いた分析を行う(経路1)。調査の設計上、この支出額は、世帯の子供全員にかかる費用であるため、子供数および子供の年齢構成にも影響される。着目する説明変数は、児童手当の受給の有無を示すダミー変数である。上記サンプル内において、現在、児童手当を受給している世帯は891世帯(76.5%)である。しかし、児童手当の受給は無作為に決定されるわけではなく、世帯所得によるところが大きいため、受給していること自体が低所得のバイアスとなる。そのため、受給そのもののダミー変数の係数は、児童手当を受給していることによる影響か、低所得であることによる影響か見分けがつかない(Omitted Variable Bias)。この問題を回避するために、二つのモデルを用いて分析を行う。モデル1は、児童手当受給の変数の他に、世帯所得を説明変数に加えたものである。サンプルの中では、同じ世帯所得であっても、児童手当を受給している世帯と受給していない世帯が全ての所得層に存在するため、世帯所得をコントロールした上で、児童手当の受給が子供への支出に正(増加)に影響するとすれば、児童手当は子供の効用に少なからず影響しているといえる。また、モデル2は、サンプルを、通常の児童手当の所得制限と、特例給付の児童手当の所得制限の間にある295世帯に限定したものである。特例給付とは、通常の児童手当の所得制限以上であっても、申請者が被用者である場合は、特別に高い所得制限が設定されており、児童手当と同額の給付を受けることができる制度である^{vi}。調査時点の平成14年度においては、通常の児童手当の所得制限は415万円(4人世帯の所得の場合)、特例給付の所得制限は574万円(同左)である。この所得層においては、児童手当を受給しているか否かは、被用者世帯であるか否かによるところが大きく、バイアスが少ないと考えられる。この所得層のサンプル295世帯のうち、児童手当を受給しているのは260世帯(88%)、受給してないのは35世帯(12%)である。最後に、両モデルにおいて、子供への支出は、子供数・子供の年齢構成にも影響されるため、3歳ごとの年齢階級の子供数(3歳未満子供数、3~5歳子供数、6~8歳子供数、9~11歳子供数、12~14歳子供数、15歳以上子供数)を説明変数に加える。これにより、どの年齢層の子供がより多い支出を必要とするかがわかる。被説明変数は最低値を0とするleft censoringがある変数であるため、推計方法にはTobit推計を用いる。

次に、二つ目の経路である親の生活感を被説明変数とし、児童手当の受給がそれに影響するか否かの分析を行う。調査では、回答者の生活意識(「あなたは、現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じていますか?」)を聞いており、これを親の生活感を表す被説明変数とする。生活意識は5段階の選択肢(大変苦しい、やや苦しい、普通、ややゆとりがあ

る、大変ゆとりがある)として提示されているため、推計方法には順序プロビット (ordered probit) 推計を用いる。モデル、説明変数は上記の経路1の分析と同じである(生活意識の欠損値がある2世帯を除く1,162世帯)である。図表5に記述統計量を示す。

図表5 記述統計量

	n	平均	標準偏差	最小	最大
支出額		(円)	(円)	(万円)	(万円)
学費	1164	3215.9	8358.6	0	15.0
保育費・幼稚園費	1164	13014.7	19423.2	0	40.0
塾	1164	1313.6	5268.1	0	6.5
おけいごと	1164	4670.0	7501.3	0	7.0
子供の衣類	1164	4479.0	4484.7	0	5.0
医療費	1164	2613.4	3512.5	0	4.0
おこづかい	1164	497.2	2669.3	0	6.0
おむつ	1164	2596.6	3138.4	0	4.0
食費	1164	14670.3	14843.2	0	12.0
生活意識	1162	2.3201	0.8398	1	5
大変苦しい(1)	197	0.1695			
やや苦しい(2)	474	0.4079			
普通(3)	421	0.3623			
ややゆとりがある(4)	62	0.0534			
大変ゆとりがある(5)	8	0.0069			
児童手当受給	1164	0.7655	0.4239	0	1
世帯所得(万円)	1164	564.1	199.8	50	1700
3歳未満子供数	1164	0.6727	0.5612	0	3
3～5歳子供数	1164	0.6452	0.5839	0	2
6～8歳子供数	1164	0.2784	0.4852	0	2
9～11歳子供数	1164	0.0928	0.3103	0	2
12～14歳子供数	1164	0.0301	0.1853	0	2
15歳以上(22歳未満)子供数	1164	0.0069	0.0925	0	2

(1) 子供にかかわる支出の規定要因

子供にかかわる支出の規定要因の推計結果を示したものが図表6と図表7である。まず、モデル1の結果を検討する。注目する児童手当受給のダミー変数の係数は、学費、食費、医療費、おけいごとにおいて、負で有意となっている。つまり、児童手当を受給している世帯のほうが、この4項目に関しては支出額が少ない。保育費・幼稚園費、おむつ、子供の衣類、おこづかい、塾については、有意な係数が得られていない。このことから、児童手当の受給が子供の支出を増加させるという仮説は、モデル1の分析の結果からは支持されず、むしろ、児童手当の受給世帯のほうが非受給世帯よりも子供に対する支出が少ない可能性が示唆される。

世帯所得については、影響が認められる項目と認められない項目がある。おむつ費と医療費については、世帯所得の係数は有意ではなく、支出額と世帯所得の関連は認められない。保育園費・幼稚園費、食費、衣類、おこづかい、塾、おけいごとについては、係数が正で有意であり、世帯所得が高いほど、これらの支出額が大きいことがわかる。学費に

については、係数が負で有意であり、これについての解釈は難しい。各年齢層の子供数による支出額への影響は、支出項目ごとに大きく異なる。例えば、学費については、6歳以上の子供数の係数が正で有意であり、15歳以上の子供になると、子供数が一人増えると支出が約2万円多くなっていることがわかる。食費は、すべての年齢層の子供数の係数で正で有意であり、子供の年齢の上昇と共に支出額も増加している。保育費・幼稚園費やおむつなど乳幼児期に限定して支出される項目については、3歳未満と3～5歳の子供数が影響しており、9歳以上の子供数は影響していない。医療費、塾、おけいごとへの支出は、子供の年齢に対して山型の形状をしており、医療費と塾は、中学生にあたる12～14歳をピークに減少し、おけいごとは、小学校の高学年にあたる9～11歳の時期に最も多くかかっている。衣類費は、3歳未満から3～5歳、6～8歳と一旦減少し、その後、年齢が高くなるに連れて上昇する。これらの結果は、子供にかかる支出に関する経験的知見と一致しており、妥当な結果といえよう。

次に、モデル2の結果を検討すると、限定モデルにおいても、学費、保育費・幼稚園費、衣類費、おけいごとを与える児童手当受給の係数は、負で有意となっている。食費、おむつ費、医療費、おこづかい、塾費については、係数は有意でない。つまり、ここでも、児童手当が子供の支出額を増加させるという仮説は支持されず、むしろ、その逆を示唆する結果がでている。世帯所得の係数は、一貫して正であり、衣類、塾、おけいごとについては有意となっている。

(2) 児童手当が生活意識に与える影響

次に、「生活意識」を被説明変数とした順序プロビット (ordered probit) 推計の結果の係数と限界効果を図表7と付表1に示す。ここでも、児童手当受給のダミー変数の係数は有意でない。つまり、児童手当が「生活意識」に現れる生活水準に与える影響は認められない。

世帯所得の係数は、モデル1では、正で有意となっており、世帯所得が高いほど「生活意識」が高いという結果になっている。モデル2においては、世帯所得の分布の幅が狭いためか、世帯所得の係数は有意になってない。子供数は、モデル1では、すべて負となっており、3歳未満以外の年齢層の子供数はすべて有意である。特に、大きく負の影響を及ぼしているのが、15歳以上の子供数である。モデル2では、一貫した結果が得られていない。

図表6 子供にかかる費用の規定要因（モデル1）

	必需品費用				生活費用							
	学費		保育費・幼稚園費		食費		おむつ		子供の衣類		医療費	
	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値
児童手当受給	-3080.8	-2.35 **	-255.3	-0.1	-1834.5	-1.84 *	289.3	1.03	206.1	0.57	-840.7	-2.42 **
世帯所得(万円)	-5.0	-1.73 *	23.5	4.27 ***	6.2	2.89 ***	0.5	0.89	3.6	4.61 ***	-0.7	-0.96
3歳未満子供数	-3471.1	-2.75 ***	6764.7	3.1 ***	5547.7	6.33 ***	5068.1	20.33 ***	1069.0	3.36 ***	876.2	2.87 ***
3～5歳子供数	1629.8	1.36	32848.3	14.89 ***	8632.2	10.8 ***	437.9	2.06 **	793.7	2.73 ***	2655.9	9.4 ***
6～8歳子供数	15155.3	14.51 ***	16931.3	8.53 ***	11009.9	13.7 ***	-488.9	-2.13 **	557.9	1.91 *	2848.5	10.35 ***
9～11歳子供数	15266.6	11.02 ***	-1138.5	-0.36	10947.8	8.66 ***	101.7	0.27	1546.0	3.37 ***	2398.0	5.64 ***
12～14歳子供数	19432.4	8.77 ***	4282.7	0.81	14377.5	6.78 ***	-186.3	-0.3	2425.0	3.15 ***	3075.1	4.33 ***
15歳以上子供数	20545.9	4.93 ***	5431.4	0.59	27422.9	6.84 ***	-662.1	-0.52	3327.3	2.27 **	1358.6	1
切片	-8512.1	-3.05 ***	-45910.0	-8.46 ***	-1831.5	-0.92	-2415.5	-4.38 ***	535.4	0.73	-841.3	-1.2
Log Likelihood	-4559.51		-6962.122		-11957.6		-7972.33		-10854		-7883.28	
Pseudo R2	0.0610		0.0288		0.0194		0.0368		0.0035		0.0178	
ケース数	1164		1164		1164		1164		1164		1164	

* 10%有意、** 5%有意、*** 1%有意

	選択的費用					
	おこづかい		塾		おけいごと	
	係数	t値	係数	t値	係数	t値
児童手当受給	310.4	0.35	-2926.2	-1.06	-2530.4	-2.73 ***
世帯所得(万円)	3.9	2.02 **	20.0	3.24 ***	12.5	6.13 ***
3歳未満子供数	312.9	0.4	696.1	0.26	-1028.3	-1.23
3～5歳子供数	2322.6	3.06 ***	4884.8	1.89 *	4698.1	5.99 ***
6～8歳子供数	3837.5	5.82 ***	13500.0	6.15 ***	6528.8	8.98 ***
9～11歳子供数	6216.9	7.12 ***	18655.4	6.81 ***	7849.4	7.14 ***
12～14歳子供数	5185.0	3.93 ***	20905.1	5.44 ***	3384.2	1.82 *
15歳以上子供数	8597.1	3.55 ***	20129.5	2.7 ***	-338.8	-0.09
切片	-14451.8	-7.25 ***	-49393.3	-7 ***	-10676.0	-5.45 ***
Log Likelihood	-2400.33		-1537.87		-6390.74	
Pseudo R2	0.0358		0.0619		0.0277	
ケース数	1164		1164		1164	

* 10%有意、** 5%有意、*** 1%有意

図表7 子供にかかる費用の規定要因（モデル2）

	必需品費用				生活費用							
	学費		保育費・幼稚園費		食費		おむつ		子供の衣類		医療費	
	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値
児童手当受給	-9506.3	-2.41 **	-7730.7	-1.74 *	2964.7	1.22	466.8	0.6	-2010.8	-2.43 **	-1258.7	-1.6
世帯所得(万円)	38.1	0.82	38.1	0.73	8.6	0.3	1.3	0.16	17.5	1.78 *	0.0	0
3歳未満子供数	-5222.3	-1.11	1795.2	0.36	4774.0	1.7 *	5215.5	6.4 ***	1170.7	1.21	1392.5	1.54
3～5歳子供数	1656.9	0.35	25104.9	4.87 ***	8380.4	3.02 ***	788.6	0.99	141.8	0.15	2965.7	3.31 ***
6～8歳子供数	16388.5	3.47 ***	9641.6	1.9 *	9918.1	3.53 ***	-246.0	-0.31	-216.7	-0.22	2394.6	2.65 ***
9～11歳子供数	11912.2	2.2 **	-13415.4	-2.04 **	8126.9	2.3 **	-334.5	-0.31	1340.8	1.11	1387.7	1.23
12～14歳子供数	40917.4	4.71 ***	16038.8	1.5	14416.4	2.44 **	1426.6	0.81	-366.2	-0.18	5921.7	3.16 ***
15歳以上子供数	20526.5	2.11 **	-13654.4	-1.19	32982.3	5.03 ***	854.7	0.46	2021.7	0.9	596.1	0.29
切片	-27670.4	-1.65	-28882.3	-1.54	-6115.7	-0.61	-3464.8	-1.19	-3266.4	-0.95	-1026.5	-0.31
Log Likelihood	-1258.5		-1812.503		-3027.02		-2088.79		-2712.31		-2107.58	
Pseudo R2	0.0576		0.0337		0.0194		0.0313		0.0073		0.0193	
ケース数	295		295		295		295		295		295	

* 10%有意、** 5%有意、*** 1%有意

	選択的費用					
	おこづかい		塾		おけいごと	
	係数	t値	係数	t値	係数	t値
児童手当受給	-3027.8	-1.11	7959.8	1.45	-5724.6	-2.68 ***
世帯所得(万円)	23.1	0.76	90.0	1.82 *	49.8	1.98 **
3歳未満子供数	2475.6	0.85	-4538.5	-0.89	-3548.0	-1.41
3～5歳子供数	5547.2	1.75 *	-4901.9	-0.97	1275.8	0.51
6～8歳子供数	2963.4	0.96	3647.4	0.76	3993.0	1.62
9～11歳子供数	4860.4	1.42	6761.5	1.29	3148.7	1.05
12～14歳子供数	9810.9	1.92 *	15466.3	2.13 **	5254.6	1.07
15歳以上子供数	3918.6	0.68	-74043.8		-5497.0	-0.87
切片	-28683.8	-2.48	-67440.9	-3.28 ***	-20553.0	-2.28 **
Log Likelihood	-543.18		-322.1622		-1545.56	
Pseudo R2	0.0394		0.0836		0.0300	
ケース数	295		295		295	

* 10%有意、** 5%有意、*** 1%有意

図表8 「生活意識」の規定要因

	モデル1		モデル2	
	係数	Z値		
児童手当	-0.051	-0.59	-0.086	-0.43
世帯所得(百万)	0.267	13.45 ***	0.357	1.48
3歳未満子供数	-0.078	-1.02	-0.297	-1.25
3~5歳子供数	-0.343	-4.87 ***	-0.499	-2.12 **
6~8歳子供数	-0.199	-2.84 ***	-0.293	-1.24
9~11歳子供数	-0.328	-2.93 ***	-0.742	-2.42 **
12~14歳子供数	-0.435	-2.33 **	0.570	1.15
15歳以上子供数	-0.847	-2.32 **	-0.463	-0.84
Log Likelihood	-1285.67		-325.939	
Pseudo R2	0.0969		0.0171	
ケース数	1162		295	

* 10%有意、** 5%有意、*** 1%有意

付表1 「生活意識」の規定要因：限界効果

(児童手当=0、世帯所得=平均値、3歳未満子供数=1、3~5歳=0、6~8歳=0、9~11歳=0、12~14歳=0、15~17歳=0、18~22歳=0の場合)

モデル1	=1(大変苦しい)		=2(やや苦しい)		=3(普通)		=4(ややゆとりがある)		=5(大変ゆとりがある)	
	dy/dx	Z値	dy/dx	Z値	dy/dx	Z値	dy/dx	Z値	dy/dx	Z値
児童手当	0.007	0.65	0.013	0.59	-0.013	-0.59	-0.006	-0.6	-0.002	-0.86
世帯所得(百万)	-0.038	-3.27 ***	-0.068	-13.56 ***	0.069	13.56 ***	0.032	7.32 ***	0.005	2.46 **
3歳未満子供数	0.011	1.11	0.020	1.02	-0.020	-1.02	-0.009	-1.04	-0.001	-0.93
3~5歳子供数	0.049	3.91 ***	0.087	4.87 ***	-0.089	-4.87 ***	-0.042	-4.98 ***	-0.006	-2.01 *
6~8歳子供数	0.028	2.52 **	0.050	2.84 ***	-0.052	-2.84 ***	-0.024	-2.83 ***	-0.003	-1.77 *
9~11歳子供数	0.047	2.46 **	0.083	2.93 ***	-0.085	-2.93 ***	-0.040	-2.88 ***	-0.006	-1.83 *
12~14歳子供数	0.062	1.98 **	0.110	2.33 **	0.113	-2.33 **	-0.053	-2.27 **	-0.007	-1.61
15歳以上子供数	0.121	2.06 **	0.214	2.32 **	-0.220	-2.32 **	-0.103	-2.29 **	-0.025	-1.73 *

モデル2	=1(大変苦しい)		=2(やや苦しい)		=3(普通)		=4(ややゆとりがある)		=5(大変ゆとりがある)	
	dy/dx	Z値	dy/dx	Z値	dy/dx	Z値	dy/dx	Z値	dy/dx	Z値
児童手当	0.014	0.47	0.204	0.38	-0.024	-0.44	-0.008	-0.35	-0.002	-0.35
世帯所得(百万)	-0.058	-1.82 *	-0.084	-3.86 ***	0.100	0.81	0.032	1.62	0.010	0.76
3歳未満子供数	0.048	1.45	0.070	1.46	-0.083	-0.81	-0.027	-1.07	-0.009	-0.72
3~5歳子供数	0.081	2.63 ***	0.118	1.74 *	-0.140	-1.05	-0.044	-1.08	-0.014	-0.84
6~8歳子供数	0.047	1.52	0.069	1.74 *	-0.082	-0.78	-0.026	-1.22	-0.008	-0.7
9~11歳子供数	0.120	2.4 **	0.175	1.51	-0.208	-1.16	-0.066	-0.98	-0.021	-0.9
12~14歳子供数	-0.092	-0.98	-0.135	-0.74	0.160	1.14	0.051	0.6	0.016	0.85
15歳以上子供数	0.075	-0.9	0.110	0.86	-0.130	-0.67	-0.041	-0.75	-0.013	-0.61

* 10%有意、** 5%有意、*** 1%有意

7. 考察

本章では、児童手当が実際に児童の効用にどのような経路で影響するのかという観点から児童手当を検討した。本章から明らかになった児童手当に関する示唆は以下のとおりである。

まず、児童手当の受給世帯の半数は支給された児童手当を単純に合算しているため、それがどのような使途に使われたかは受給者本人であってもわからない。その一方で、残りの半数の受給世帯は児童手当を「子供のために使う」としており、児童手当が実際に子育て費用として使われている。しかし、その具体的使途をきくと、「貯蓄」がどの所得階級の世帯にても圧倒的に高い割合を占めており、児童手当が受給時点における子育て費用に用いられているのではなく、将来的な子育て費用に向けて貯蓄されていると考えられる。

次に、児童手当が現時点における子供の効用に影響する経路として子供への支出と親の生活意識の二つを想定し、それぞれについて児童手当の影響を多変量解析の手法を用いて推計した。実際に支出された子供にかかわる支出項目9項目の支出額を被説明変数とした推計の結果、児童手当が子供にかかわる支出を増加させているという結果は得られなかった。また、二つ目の経路である親の生活意識についても児童手当の影響は認められない。つまり、児童手当が現在の子供のための支出および親の生活感という経路を通じて、子供の効用を高めているという仮説は支持されない。

この結果の説明としていくつかの理由が考えられる。一つ目の理由は、分析で用いられたデータおよび推定式の精巧性の問題である。まず、児童手当受給のダミー変数の係数が負で有意、または有意でないという結果から、分析で用いられた所得データでは把握できない受給世帯のバイアスが存在している可能性が考えられる。また、児童手当の額が所得に比べ非常に少額であるため、所得データのばらつきが児童手当受給のばらつきを吸収してしまっている可能性もある。これらの問題を解決するためには、精緻な所得および世帯データおよび無作為に決定される児童手当の受給の実験的なデータが必要である。

第二の理由としては、児童手当の効果そのものの問題である。第一に、児童手当が少額であるため、データとして把握可能な支出額の増加や生活意識の改善を認めるほどの影響がないことが考えられる。第二に、児童手当が支給される乳幼児期は比較的にお金がかからない時期であり、児童手当が消費に回されることなく、貯蓄されていることである。これは児童手当が「不必要」であるということではなく、乳幼児期にかかる費用は、低所得層であっても十分に負担が可能な範囲内であるが、将来の子育て費用の増加は不安材料であり、各世帯はこれを緩和する行動をとっているということである。調査によると、特に低所得世帯においては、児童手当が世帯にとって「なくてはならない」支給と捉えられており、たとえ貯蓄に回っているのだとしても世帯にとっては重要な子育て費用の財源である。第三に、児童手当が一般家計収入と合算され、それが「なんとなく」使用されてしまっていることである。この場合は、児童手当が子供の効用を高めるとは言いがたい。

第二の理由を確認するためには、子供のための貯蓄額を被説明変数とする分析が必要であ

るが、本稿で用いた調査では貯蓄額を尋ねていないため、これを行うことができなかった。分析結果にでも示されたように、子育ては長い期間を要する行為であるため、比較的費用がかからない乳幼児期に支給される児童手当が、将来の子育て費用に充当されることはごく自然の行動であろう。重要であるのは、児童手当が、児童手当がなくても行われるであろう貯蓄をクラウドイング・アウトしているのか、それを補充しているのかという点である。また、もし、クラウドイング・アウトしているのであれば、貯蓄されたであろう金額はどのような使途に使われているのであろうか。

本稿は、児童手当のあり方に関する考察の最初の一步にすぎない。子供の成長を長期間観察しているパネル・データなどが整備されれば、子供の成長過程のどの時期にどのような公的支援を施すことがより効果的なのかを検証することができよう。本稿では、子供にかかわる支出と世帯の生活意識を子供の効用の代理変数としたが、パネル・データがあれば、例えば、子供の成績や大人となつてからの就業確率や収入など、より具体的な被説明変数を用いた分析が可能である。これらについては、データの整備とともに今後の研究に期待したい。これらの研究が蓄積されることにより、同じ財源の制約の中で、現金給付かまたは目的別の現物給付を行うべきか、また、乳幼児期か学齢期で行うべきかなどの政策課題が明確となつていくであろう。例えば、子育て費用の大きなシェアが教育費であり、現金給付が将来の教育費のための貯蓄として用いられているのであれば、教育扶助（補助金、バウチャーなど）など目的を指定した給付に切り替えることも検討すべきであろう。その場合、現物給付であってもクラウドイング・アウトの可能性が存在するので、それぞれの効果の綿密な分析が必要であることは言うまでもない。

【謝辞】

本稿の執筆にあたっては、多くの先生方から貴重なコメントをいただいた。限られたデータから児童手当の効果を測るという非常に困難な試みであるにもかかわらず、真摯に受け止め、適切なアドバイスをくださった方々にここに記して御礼申し上げたい。特に、ディスカッション・ペーパーのメンターを引き受けてくださった山重慎二先生（一橋大学）、森田陽子先生（名古屋市立大学）のお二人、また、お忙しい中、細かいコメントまでくださった当研究所の小島宏部長、ディスカッション・ペーパーのログを一手に引き受けてくださった泉田室長には深謝申し上げます。

参考文献：

厚生労働省, 2002, 『平成12年国民生活基礎調査』厚生労働省。
こども未来財団, 2000a, 『平成11年度子育てコストに関する調査研究』こども未来財団。
こども未来財団, 2000b, 「子育てコストの推移とその影響を探る」『こども未来』2000.9:6-15。
こども未来財団, 2003, 『子育てコストに関する調査研究』平成14年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書、こども未来財団。

- 駿河輝和・西本真弓, 2001, 「等価尺度と子どもの費用—『消費生活に関するパネル調査』を使用して—」季刊家計経済研究、2001年春号: 25-31.
- 永瀬伸子, 2001, 「子どもコストの推計: 家計および資産面からの分析」『人口学研究』28:1-19.
- 武藤博道, 1992, 「日本における子育てコストと子供需要」『日本経済研究』22:119-136.
- 室住眞麻子, 2005, 「所得プール単位としての家計概念の意味と問題」『フェミニスト経済学日本フォーラム 2005 年度大会研究報告予稿集』、26-30.
- Lundberg, S.J., R.A. Pollack and T.J. Wales, 1997 “Do husbands and wives pool their resources?: Evidence from the United Kingdom child benefit”, *The Journal of Human Resources*, 32. (3.1997).
- Moffitt, Robert, ed., 1998, *Welfare, the Family and Reproductive Behavior: Research Perspectives*, Washington D.C. : National Academy Press.
- Mayer, Susan, 1997, “Trends in the Economic Well-Being and Life-Chances of America’s Children,” Duncan, G. & J. Brooks-Gunn eds., *Consequences of Growing Up Poor*, New York : Russell Sage Foundation, 49-69.
- Oldfield, Nina and A.C.S. Yu, 1993, *The Cost of a Child: Living Standards for the 1990s*, London : Child Action Poverty Group.

-
- i 夫が平均的男子労働者、妻が専業主婦、子供 2 人、幼稚園・大学が私立、小・中・高校は国公立という基本パターンを仮定。
- ii 児童手当が子供数に与える影響を推計するためには、過去から現在に至る児童手当の受給歴、世帯所得のデータが必要であり、かつ、すべての世帯が調査時点で出産を終えているとも限らないので、分析には複雑なモデルが必要である。
- iii 「良い親論」には、「親のストレス論」のほかに「モデル論」と言われる議論もある。「モデル論」では、親が経済的に困難な状態が続くことにより、就労に対する態度、将来についての悲観について「悪いモデル」となってしまうという説である (Mayer 1997)。
- iv 調査においては、現在児童手当を受給していない世帯に対しても「あなたは、児童手当が受けられるとすればそれをどのように使いますか？」と聞いている。その結果、回答者の 28% は「特に用途は決めず、月々の家計に足して使う」、69% は「子供のために使う」と答えている。また、「子供のために使う」と答えた人にその具体的な使途を聞いたところ、「子供のための貯蓄」は 71%、「学費」は 47% であった (複数回答可)。これは、受給者とほぼ同じ傾向であるため、仮に児童手当の受給対象を広げたとしても、子供の教育費または貯蓄に使われる割合が高い可能性が示唆される。
- v しかし、児童手当の受給資格は、世帯所得のほかにも就労形態 (被用者か自営かによって所得制限が異なる)、他の給付の受給の有無、扶養人数などに左右され、また、受給資格があっても何らかの理由により受給していない世帯も存在する。そのため、高所得層の中でも受給している世帯は存在する。世帯所得 4 分位による児童手当受給の分布を付表 1 に示す。所得が上がるほど受給の割合は減り、児童手当受給と世帯所得が関係しているという χ^2 乗検定によると、二つの変数に関係していないという仮説は棄却される。

付表 1 児童手当の受給と世帯所得 (世帯数)

	400万未満	400～600万未満	600～800万未満	800万以上	計
受給していない	6	18	50	96	170
受給している	123	458	334	79	994

(χ^2 乗値 283.0772 p値 <0.0001)

vi 被用者世帯のみに給付される特例給付は、児童手当の財源が非被用者（自営業者など）の場合は100%公的負担であるのに対し、被用者の場合は、一部、雇用者負担が含まれていることから波及する。

IPSS Discussion Paper Series 既刊論文（直近分）

No	著者	タイトル	刊行年月
2005-01	加藤久和	年金財政の持続可能性と経済成長について	2005年5月
2005-02	府川哲夫	国保老人の外来受診者1人当たり医療費	2005年8月
2005-03	稲垣誠一	Projections of the Japanese Socioeconomic Structure Using a Microsimulation Model (INAHSIM)	2005年10月
2005-04	Takashi Oshio and Satoshi Shimizutani	The impact of social security on income, poverty, and health of the elderly in Japan	2005年10月
2005-05	熊谷成将・泉田信行・山田武	医療保険政策の時系列的評価	2005年10月
2005-06	酒井正	社会保険料の事業主負担は本当に労働者が負担しているのか？	2005年11月
2005-07	阿部彩	日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究	2005年12月